

奈良市法令遵守の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市法令遵守の推進に関する条例(平成19年奈良市条例第4号。以下「条例」という。)の規定に基づき、法令遵守の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(不当要求行為等)

第2条 条例第2条第3号に規定する職員の公正な職務の遂行を妨げる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 市が行う許認可その他の行政処分又は請負その他の契約に関し、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な、又は不利な取扱いをするよう要求する行為
- (2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為
- (3) 市の競争入札の参加資格を有する事業者に関し、その経済的な面における社会的評価を失わせる行為又はその業務を妨害するおそれのある行為
- (4) 人事(職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。)の公正を害する行為
- (5) 市が行おうとしている特定の法人その他の団体又は個人に対する不利益処分に関し、正当な理由なく当該不利益処分を行わないよう、又は処分内容を緩和するよう要求する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特定の法人その他の団体又は個人が有利な、又は不利な取扱いを受けるよう要求する行為

2 条例第2条第3号に規定する暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 身体の一部若しくは器具を使って故意に相手を傷つけようとする行為、職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫行為又は職員が正常な行為ができない程度のけん騒行為
- (2) 職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為
- (4) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠

償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持又は市の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為

(審査会の会長及び副会長)

第3条 奈良市不当要求行為等審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(対策委員会)

第5条 奈良市不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、法令遵守監察監をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(対策委員会の委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(対策委員会の会議)

第7条 対策委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、必要があると認めるときは、第5条の規定にかかわらず、事案に応じ、その事案に係る委員の出席を求めて会議を開くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、対策委員会の会議に係る委員の出席を求める

ことができる。

(不当要求行為等発生時の措置)

第 8 条 管理監督の立場にある職員は、それぞれの職場において不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちに不当要求行為等の行為者に対して注意若しくは警告を発し、退去を命じ、又は排除を行うものとする。この場合において、必要に応じ捜査機関への告発その他不当要求行為等を中止させるための必要な措置をとるものとする。

2 管理監督の立場にある職員は、前項に規定する措置をとった場合には、対策委員会及び法令遵守監察監に報告するものとする。

(対策委員会への報告)

第 9 条 条例第 1 1 条の規定による対策委員会への報告は、不当要求行為等発生報告書(別記第 1 号様式) により行うものとする。

(審査会への通知)

第 1 0 条 条例第 1 2 条後段の規定による対策委員会から審査会への通知は、不当要求行為等通知(調査依頼) 票(別記第 2 号様式) により行うものとする。

2 市長が不当要求行為等を受けた場合は、自ら審査会に報告するものとする。

(審査会の調査)

第 1 1 条 審査会は、条例第 1 3 条第 1 項に規定する調査を行うときは、上司に報告した職員、対策委員会に報告した上司又は対策委員会から意見の聴取を行うとともに、関係者に対し必要な資料の提出を求め、又はこれらの者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

2 審査会は、前項に規定する調査において、必要があると認めるときは、不当要求行為等を行った疑いのある者に意見陳述の機会を与えることができる。

3 前項の意見陳述は、口頭又は書面により行うものとする。

(調査結果の報告)

第 1 2 条 条例第 1 3 条第 2 項の規定による審査会の不当要求行為等に係る調査結果の報告は、不当要求行為等があると認められた理由又は不当要求行為等がないと認められた理由を明らかにして行うものとする。

(公表の方法)

第 1 3 条 条例第 1 5 条第 2 項の規定による公表は、奈良市公報に掲載するほか、広く市

民に周知できる方法により行うものとする。

(対策リーダー)

第14条 各所属内における不当要求行為等を防止するとともに、これに対する適切な対策を講じるため、各所属に不当要求行為等対策リーダー(以下「対策リーダー」という。)を置く。

2 対策リーダーは、各所属の所属長に次ぐ職責にある職員のうちから所属長が指名する。

3 対策リーダーは、不当要求行為等を防止するため、日常業務の遂行において所属長を補佐し、職員からの相談を受け、及び職員の指導を行うものとする。

4 対策リーダーは、部内の統一的な対策を講じるため、定期的に情報交換の場を設けるものとする。

(庶務)

第15条 審査会及び対策委員会の庶務は、人事課において処理する。

(補則)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

委 員	市長公室長 企画部長 総務部長 市民生活部長 保健福祉部長 保健 所長 環境清美部長 観光経済部長 都市整備部長 建設部長 西部 出張所長 会計管理者 議会事務局長 教育総務部長 業務部長 消防 総務部長 人事課長 監理課長
-----	---

別記

第1号様式（第9条関係）

不当要求行為等発生報告書

所 属	部	課	係
対応職員の氏名		電話番号 (内線)	
報告職員の氏名		電話番号 (内線)	
発 生 日 時	年 月 日	時 分 ~	時 分
所 属 長 名			
相手方氏名・名称（名刺がある場合はコピーを添付し、氏名等不詳の場合は風ぼう等を記載）			
不当要求行為等の対象事務			
不当要求行為等の概要			
対応状況			
参考事項			

第2号様式（第10条関係）

不当要求行為等通知（調査依頼）票

所 属	部 課 係
対応職員の氏名	
報告職員の氏名	
発 生 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
所 属 長 名	
相手方氏名・名称（名刺がある場合はコピーを添付し、氏名等不詳の場合は風ぼう等を記載）	
不当要求行為等の対象事務	
不当要求行為等の概要	
対策委員会の対応方針	
事後措置	
参考事項	